

産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約書

収入
印紙

排出事業者： 株式会社 下三角病院排出（以下「甲」という。）と、
収集運搬及び処分業者： エービーシー 収集運搬(株)（以下「乙」という。）は、
甲の事業場： 株式会社 下三角病院排出 から排出される産業廃棄物の
収集・運搬及び処分に関して次のとおり契約を締結する。

第1条（法令の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

1.（乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市： 和歌山市
許可の有効期限： 2007/10/09
事業範囲：
許可の条件： 積替えを含まない。
許可番号： 第07200002222号

許可都道府県・政令市：
許可の有効期限：
事業範囲：
許可の条件：
許可番号：

〔特管〕

許可都道府県・政令市：
許可の有効期限：
事業範囲：
許可の条件：
許可番号：

許可都道府県・政令市：
許可の有効期限：
事業範囲：
許可の条件：
許可番号：

〔産廃〕

〔特管〕

許可都道府県・政令市： _____

許可の有効期限： _____

事業区分： _____

産業廃棄物の種類： _____

許可の条件： _____

許可番号： _____

◎収集・運搬に関する種類、数量及び委託単価

◎処分に関する種類、数量及び委託単価輸入廢棄物：無

事業場の名称：管理型処分場

所在地：和歌山市中之島1340番地

処 分 の 方 法 : 管理型埋立処分

施設の処理能力：

5. (最終処分場所、方法及び処理能力)

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分(予定)を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

6. (積替保管)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類： _____
積替保管施設の所在地： _____
積替保管施設の保管上限： _____

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1. 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって、乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)」を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- ア 産業廃棄物の発生工程
- イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
- ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- エ 混合等により生ずる支障
- オ 日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
- カ 石綿含有産業廃棄物、特定産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項
- キ その他取扱いの注意事項

2. 甲は、委託契約の有効期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等

の場合であり、甲は、通知する変動幅の範囲について、あらかじめ乙と協議の上、定めることとする。

3. 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」の「容器貼付用ラベル」参照）。
4. 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項を正確にもれなく記載し、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

第4条（甲乙の責任範囲）

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
2. 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
3. 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
4. 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第5条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬、及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第7条（委託業務終了報告）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2票、B4票、B6票、又は電子マニフェストの運搬終了報告で、処分業務についてはマニフェストD票、又は電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

第8条（業務の一時停止）

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務

- を一時停止し、直ちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
2. 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上で、適切な措置を講ずるものとする。

第9条（料金・消費税・支払い）

1. 甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて収集・運搬業務及び処分業務の料金を支払う。
2. 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に関する料金は、第2条第2項で定める単価（税抜）に基づき算出する。
3. 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に対する料金についての消費税は甲が負担する。

第10条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において契約単価（税抜）又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

第11条（機密保持）

甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第12条（契約の解除）

1. 甲及び乙は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上相互に本契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、本契約を解除することができる。
3. 甲又は乙から契約を解除した場合において、本契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

（1）乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する費用を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙

のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行わしめるものとし、

乙に対して、甲が負担した費用の償還を請求することができる。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求しもしくは乙の費用負担をもって甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第13条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

第14条（契約の有効期間）

この契約は、有効期間を令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 1 月 31 日までの1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

この契約の成立を証するために各々記名押印のうえ本書1通を作成し、甲がこれを保持するものとする。なお、乙は本書の写し（コピー）を保有する。

令和 7 年 1 月 1 日

甲 〒641-0003 和歌山県和歌山市坂田1345番地の12345号
株式会社 下三角病院排出
代表取締役 した三角サブロー

乙 〒641-0002 和歌山県和歌山市新中島123番地
株式会社 最終処分場
最終イチロー